

●受診申込み受付中！ ぼると 21 保健課保健推進係 (☎ 22-2500)

冬季住民検診のお知らせ

項目	対象	受診場所・日時			
		ぼると 21		ウトロ漁村センター	
		月日	受付時間	月日	受付時間
●生活習慣病健診 (特定健診) (後期高齢者健診)	■ 40歳～74歳の人 ■ 75歳以上の人	12月8日(水)	① 6:30	12月7日(火)	① 6:30
●生活習慣病健診 (一般健診)	■ 30～39歳の人		② 7:30		② 7:30
●胃がん検診	■ 30歳以上の人		③ 8:30		③ 8:30
●大腸がん検診	■ 30歳以上の人		④ 9:30		④ 9:30
●肺がん検診	■ 30歳以上の人	12月9日(木)	③ 8:30	12月7日(火)	③ 8:30
●前立腺がん検診	■ 50歳以上の男性		④ 9:30		④ 9:30
●エキノコックス症検査	■ 15歳以上の人				
●肝炎ウイルス検査	■ 40歳以上で過去未検査の人				
●子宮がん検診 (希望者に超音波検査を行います)	■ 20歳以上の女性	12月6日(月)	① 8:30	12月7日(火)	① 8:30
●骨粗鬆症検診	■ 40歳、45歳、50歳、55歳、60歳、65歳、70歳の女性		② 9:00		② 9:00
			③ 9:30		③ 9:30
			④ 10:00		④ 9:30
			⑤ 12:30		
			⑥ 13:00		
			⑦ 13:30		
			⑧ 14:00		
			⑨ 14:30		

※対象年齢は、平成 22 年 4 月 1 日から平成 23 年 3 月 31 日までに記載の年齢に達する人です。

検診料		
項目	料金	自己負担額
生活習慣病健診		
30～74歳	6,100円	1,000円
75歳以上	4,950円	無料
胃がん検診	5,000円	1,000円
大腸がん検診	1,820円	500円
肺がん検診	1,300円	400円
(喀痰検査)	2,890円	500円
前立腺がん検診	2,000円	2,000円
エキノコックス症	1,000円	無料
肝炎ウイルス検査	1,700円	無料
子宮がん検診	5,200円	1,000円
(超音波検査)	500円	100円
骨粗鬆症検査	1,500円	300円

※生活保護受給者の自己負担はありません。

～生活習慣病健診(特定健診)を希望される人へ～

- ☞ 40歳～74歳の方が生活習慣病健診(特定健診)を受けられる際は、特定健診受診券と健康保険証の提示が必要です。
- ☞ 国保加入の方の受診券は、今年の5月にお届けしています。
- ☞ 今年度、すでに生活習慣病健診(特定健診)や人間ドック、脳ドックを受けられている人は受診できません。
- ☞ 国保以外の方の受診券に関しては、保険証(本人)のお勤め先に確認してください。なお、**国保加入者以外の方が、生活習慣病健診を受けられる場合の自己負担料金は、加入している健康保険により異なります。**

～がん検診を受けられる人へ～

- ☞ 65歳以上でがん検診のみを希望される人は、「介護予防のための健診」を**無料**で追加することができます。



1年に1回は生活習慣病健診・がん検診を受け、健康づくりに役立てましょう！

■年齢別職員構成の状況(平成 22 年 4 月 1 日現在)

※教育長・常用職員を除いた人数

区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数(人)	0	6	13	15	24	24	21	18	17	19	27	2	186

■職員の分限処分と懲戒処分の状況(平成 21 年 4 月 1 日～平成 22 年 3 月 31 日)

分限区分及び処分者数	降任	免職	休職	計	
	-	-	2人	2人	
懲戒区分及び処分者数	戒告	減給	停職	免職	計
	-	-	-	-	0人

●平成 21 年度の退職者は、14人で、平成 22 年度の新規採用職員は、12名です。

●分限処分とは、心身の故障などで職務が十分に果たせない場合などに職務の能率維持を目的に行う処分です。

●懲戒処分とは、地方公務員法などに違反した場合や、職務上の義務違反などに対して秩序維持を図るために行う処分です。

まちづくり基本条例(仮称)を“つくる会”始動!!



●第1回全体会議が開催されました。

- 平成 22 年 10 月 12 日(火)に、『まちづくり基本条例(仮称)をつくる会』の初会合が行われました。
- 会長には三浦勝利氏、副会長に村上政則氏と門間哲也氏が選任され、今後のつくる会の運営方法などについて、意見が交わされました。
- つくる会では、今後、条例の素案づくりなどを行い、町に提言書を提出することになっています。

☞「つくる会」って?

「分権時代に対応した自治の確立」と「参加と協働によるまちづくり」を進めるための基本的な考え方や仕組みなどを定める「まちづくり基本条例(仮称)」の制定に向けて、町の呼びかけに賛同いただいた町民(学識者、公募、団体推薦者)20名で構成された組織です。

『つくる会』には、条例素案づくりと広報啓発の2つの役割があります。

◆会議は傍聴できます!

第2回全体会議を次の日程で開催します。会議は自由に傍聴できますので、どうぞお気軽にお越しください。

- 日時: 11月9日(火) / 18:30から
- 場所: ぼると 21 (2階研修室)

【まちづくり基本条例(仮称)をつくる会委員】

◎会長 ○副会長 ◇運営委員

区分	氏名
学識委員	大森 洋見
	関口 均
	◇田中 俊次
	◎三浦 勝利
公募委員	◇村上 政則
	◇五十嵐 淳子
	遠藤 雄大
	下山 誠
団体推薦委員	◇門田真由美
	○門間 哲也
	青木 憲一
	工藤 功治
	久野美恵子
	中田 尊徳
	◇新沼 博
	沼倉 良直
藤谷佐智子	
本田 真裕	
三浦比呂志	
◇横山 太郎	

※敬称略